

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第3区分  
 【発行日】平成18年5月18日(2006.5.18)

【公開番号】特開2005-297191(P2005-297191A)  
 【公開日】平成17年10月27日(2005.10.27)  
 【年通号数】公開・登録公報2005-042  
 【出願番号】特願2005-206352(P2005-206352)  
 【国際特許分類】

**B 2 5 F 5/02 (2006.01)**

【F I】

B 2 5 F 5/02

【手続補正書】

【提出日】平成18年3月14日(2006.3.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体胴体部と、  
該本体胴体部から垂下するハンドル部と、  
該ハンドル部に設けられたフック部と、  
バッテリーとよりなり、  
前記本体胴体部には前方に先端工具保持部を収納し、  
後方に先端工具に伝達する回転動力を発生するモータを収納し、  
前記本体胴体部と反対側の前記ハンドル部には前記モータを駆動するためのバッテリー  
を収納可能に構成した携帯用工具において、  
前記フック部は、穴部を有し且つ前記バッテリーを収納した側のハンドル部から延在す  
る保持部と、引っ掛け片と、該引っ掛け片の一端に連設される基端部とよりなり、  
前記基端部は円筒状部と、該円筒状部に形成した第1の凹凸部を有し、  
前記保持部は前記穴部に前記第1の凹凸部と係合する第2の凹凸部を有し、  
前記引っ掛け片の係止可能な範囲を、前記引っ掛け片の先端が前記バッテリーに近接し  
且つ前方を向く第1の位置と、  
前記引っ掛け片の先端が第1の位置より上方を向く第2の位置との間に規制する手段を  
備え、  
前記第1及び第2の凹凸部の係合位置を変えて前記引っ掛け片の位置を固定することにより  
前記携帯用工具を落下した場合、前記バッテリーや前記ハンドルで衝撃を吸収させる  
ことを特徴とする携帯用工具。

【請求項2】

請求項1において、前記第1の位置は前記引っ掛け片を収納する位置であり、前記第2  
の位置は前記引っ掛け片が前記携帯用工具の重心方向を向く引っ掛け位置であることを特  
徴とする携帯用工具。

【請求項3】

請求項1において、前記引っ掛け片を前記円筒状部の軸方向にずらすと、前記第1及び  
第2の凹凸部の係合が解除され、前記引っ掛け片が前記円筒状部を軸として回動可能とな  
り、前記引っ掛け片を前記円筒状部の軸方向に戻すと、前記第1及び第2の凹凸部が係合  
し前記引っ掛け片の回動が阻止されることを特徴とする携帯用工具。

## 【請求項 4】

本体胴体部と、該本体胴体部から垂下するハンドル部と、該ハンドル部に設けられたフック部と、バッテリーとよりなり、

前記本体胴体部には前方に先端工具保持部を収納し、後方に先端工具に伝達する回転動力を発生するモータを収納し、前記本体胴体部と反対側の前記ハンドル部には前記モータを駆動するためのバッテリーを収納可能に構成した携帯用工具において、

前記フック部は、穴部を有し且つ前記バッテリーを収納した側のハンドル部から延在する保持部と、引っ掛け片と、該引っ掛け片の一端に連設される基端部とよりなり、

前記基端部は円筒状部と、該円筒状部に形成した第1の凹凸部を有し、

前記保持部は前記穴部に前記第1の凹凸部と係合する第2の凹凸部を有し、

該第1及び第2の凹凸部を、該引っ掛け片の先端が前記バッテリーに近接し、且つ前方を向く第1の位置と、該引っ掛け片の先端が該第1の位置よりも上方を向く第2の位置との制限された角度の範囲で、係合可能に構成することを特徴とする携帯用工具。

## 【請求項 5】

本体胴体部と、該本体胴体部に接合するハンドル部と、該ハンドル部に設けられたフック部と、バッテリーとよりなり、

前記本体胴体部には前方に先端工具保持部を収納し、後方に先端工具に伝達する回転動力を発生するモータを収納し、前記本体胴体部と反対側の前記ハンドル部には前記モータを駆動するためのバッテリーを収納可能に構成した携帯用工具において、

前記フック部は、穴部を有し且つ前記バッテリーを収納した側のハンドル部から延在する保持部と、引っ掛け片と、該引っ掛け片の一端に連設される基端部とよりなり、

前記基端部は円筒状部と、該円筒状部に形成した第1の凹凸部を有し、

前記保持部は前記穴部に前記第1の凹凸部と係合する第2の凹凸部を有し、

前記引っ掛け片が前記バッテリーに近接した収納位置と前記引っ掛け片の先端が前記モータ方向を向く引っ掛け位置で前記第1及び第2の凹凸部は係合可能であり、且つ前記引っ掛け片の係合範囲は所定の角度範囲に制限されていることを特徴とする携帯用工具。

## 【請求項 6】

請求項 5 において、前記引っ掛け位置において前記引っ掛け片は前記携帯用工具の重心方向を向いていることを特徴とする携帯用工具。

## 【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

上記の目的を達成するために本発明は、本体胴体部と、該本体胴体部から垂下するハンドル部と、該ハンドル部に設けられたフック部と、バッテリーとよりなり、前記本体胴体部には前方に先端工具保持部を収納し、後方に先端工具に伝達する回転動力を発生するモータを収納し、前記本体胴体部と反対側の前記ハンドル部には前記モータを駆動するためのバッテリーを収納可能に構成した携帯用工具において、前記フック部は、穴部を有し且つ前記バッテリーを収納した側のハンドル部から延在する保持部と、引っ掛け片と、該引っ掛け片の一端に連設される基端部とよりなり、前記基端部は円筒状部と、該円筒状部に形成した第1の凹凸部を有し、前記保持部は前記穴部に前記第1の凹凸部と係合する第2の凹凸部を有し、前記引っ掛け片の係止可能な範囲を、前記引っ掛け片の先端が前記バッテリーに近接し且つ前方を向く第1の位置と、前記引っ掛け片の先端が第1の位置より上方を向く第2の位置との間に規制する手段を備え、前記第1及び第2の凹凸部の係合位置を変えて前記引っ掛け片の位置を固定することにより前記携帯用工具を落下した場合、前記バッテリーや前記ハンドルで衝撃を吸収させることに一つの特徴を有する。